



水道法施行規則一部改正 厚生労働省

厚生労働省は水道の水質基準改正に伴う水道法施行規則の一部改正を定めた省令を 29 日付で公布、来年 4 月 1 日から施行されます。検査項目・採水場所・頻度の変更と明確化、水質検査の実施にあたっての水質検査計画の策定等を内容としています。水質基準改正で定められた 50 項目と色・濁り・消毒の残留効果を定期検査項目とし、項目ごとに検査頻度等を示すとともに、原水や水源等の状況に応じて検査が省略できるようにしています。また、水質検査計画の策定と計画内容の速やかな公開を義務付けています。各水道事業者は地域性や浄水処理方法等を踏まえ基本的に必要な項目を除いて検査を省略できるものとし、代わりに水質検査計画の策定・公表が求められます。検査項目の内、28 の項目が原水や水源とその周辺状況、水道用資機材や薬品からの溶出付加の影響等を考慮した上で省略が可能になります。効率化の一方で水道事業者は事業年度開始前に水質検査計画を策定しなければならず、これら計画は利用者にも公開されなければなりません。

資料: 2003 年 9 月 29 日付 日本水道新聞
厚生労働省令第百四十二号
生活環境箇所 小林 正幸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 食品安全基本条例制定 東京都
2. 平成 14 年度大気汚染状況について 環境省
3. ダイオキシン汚染浄化技術 各付け 環境省
4. 環境報告書ガイドライン案 5 分野に整理 環境省
5. 「環境経営促進法」専門委員会設置 環境省
6. 水生生物保全水質基準告示 中央環境審議会
7. 廃掃法施行令一部改正 環境省
8. し尿汚泥肥料から許容基準を超える水銀を検出 農水省
9. VOC抑制対策 環境省

下水道法施行令改正へ

雨天時の合流式下水道放流水に水質基準

平成15年9月19日の閣議で下水道法施行令改正が決定しました。

今回の改正は(1)地方分権に対応し、未制定だった公共下水道の構造技術基準を明確化すること、(2)湖沼や閉鎖性海域で顕在化する水質汚濁を改善するための水処理の高度化、(3)雨天時に合流式下水道から放流される水の水質改善 - の3点が柱となります。

(2)については、下水道管理者が放流先の状況を考慮して定める計画放流水質の区分に応じ水処理施設の構造を決めることや、放流水の水質基準に富栄養化の原因となる窒素・磷を追加することが盛り込まれました。

また(3)については、雨天時の合流式下水道から公共用水域への放流量を減少させるよう堰の設置などを行うこと、雨天時の合流式下水道からの放流水についてのBOD基準の新設を行いました。

合流式下水道は汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで送る形式の下水道のことで、雨天時に大量の雨水が流入すると、雨水と汚水が混合した下水の一部が未処理のまま河川に放流され、放流先の水域の水環境が損なわれるおそれがあるほか、公衆衛生面への懸念も指摘されています。

なお改正内容の施行は平成16年4月1日。ただし雨天時の合流式下水道に関する改正内容の適用については原則10年の猶予期間を置く方針です。

資料: 2003年9月19日付 EIC ネット
生活環境箇所 新井 裕之

事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

